

平成17年度 第7回主要課題改革推進委員会 議事概要（文部科学省との公開討論）

1 . 日時:平成17年12月2日(金) 16:43~17:50

2 . 場所:永田町合同庁舎第1共用会議室

3 . 出席者

(委員) 八代尚宏総括主査、草刈隆郎総括主査、安念潤司専門委員、大橋豊彦専門委員、  
福井秀夫専門委員、橋本博之専門委員、美原融専門委員

(文部科学省) 樋口修資政策評価審議官、永山裕二大臣官房総務課行政改革推進室長

(文化庁) 辰野裕一長官官房審議官、小松弥生文化財部伝統文化課長、下坂守美術学芸  
課長、袖山禎之伝統文化課文化財保護企画室長、高尾展明美術学芸課美術館  
・歴史博物館室長、安間敏雄文化部芸術文化課地域文化振興室長

(事務局) 永谷内閣審議官、河市場化テスト推進室長、田中規制改革・民間開放推進室長、  
櫻井市場化テスト推進室参事官、栗原市場化テスト推進室参事官、  
井上規制改革・民間開放推進室参事官

4 . 議事次第

国立美術館、国立博物館の市場化テスト・民間開放の推進について

5 . 議事概要

八代総括主査 それでは、本日はお忙しい中、おいでいただきましてありがとうございました。第7回の「主要課題改革推進委員会」を開きたいと思います。本日は、宮内議長が海外出張中で、鈴木議長代理も御都合が悪いので、私が代わりに議事進行をやらせていただきます。

宮内議長からは、本日のテーマである独立行政法人の事業を対象とする「市場化テスト」の本格的な導入について、是非、強力に進めるべきであるということを示唆いただいております。

当会議といたしましては、年末の答申に向けた非常に緊急な重要課題に対して重点的な審議を行うために、当委員会において公開討論を行うなど、あらゆる権限を行使しつつ、集中的に議論を進め、必要に応じて「規制改革・民間開放推進本部」などの場で大臣折衝や総理の御裁断をいただく方針としております。

本日は、7回目の委員会でございますけれども、当会議の重点検討分野の一つであります独立行政法人国立美術館、国立博物館の「市場化テスト・民間開放の推進」について、文部科学省の幹部の方々にお越しいただいております。また、これは非常に関心を呼んでおりますテーマでもありますので、マスコミの方々にも公開して意見交換をさせていただきたいと思っております。

当会議といたしましては「市場化テスト」の対象事業としては聖域なきという形で、独立行政法人の事業を含めて、すべての公共サービスを対象とするということが重要になっているかと思っております。

本日の時間配分といたしましては、まず意見交換の冒頭に、当会議として今回の問題に関して特に重要な論点と考えられる問題を私の方から5分程度で説明させていただきます。その後、当会議の考え方に対する御意見を文部科学省の方から10分程度でお話しいただいた後、意見交換を25～30分程度行うという形で進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最初に5分程度で私の方から当会議の問題意識を御説明したいと思います。

まず、お手元に「(独)国立美術館、国立博物館に対する当会議からの問題提起」というパワーポイントの資料がございますので、これを見ていただきたいと思います。

この1枚目でございますが「当会議の主張」としては、まず「文化芸術」の重要性というのは十二分に認識しております。その上で、真に国民のためになる文化芸術の振興・研究・管理保存とか展示というのはどうあるべきかということでございます。

美術館とか博物館については、国営のものから、地方自治体が設立するもの、民間が独自に設立・運営するものと、既に多様な美術館・博物館が存在しているわけで、そういうものが総体として、有機的な連携と適切な役割分担を果たすということが大事なわけですが、国立美術館とか博物館の在り方についても、こういう全体の連携の中で、どういう役割をどのような方法で担うことが最も適切かということについて不断の見直しが必要であるわけですし、頭から官でなければできないということを決め付ける必要はないのではないかとことです。

具体的には、現在の国立美術館とか博物館の業務について、国が引き続き直轄で運営すべき分野は何だろうか。逆に国が民間に委託してもよい分野というのはどうなのか。それから、民間の運営にゆだねるといっても、一切、国が何もしないわけではなくて、きちんとした規制とか補助金によって一定の関与を行うべき分野はどこなんだろうかと線引きというのが非常に大事だと思います。

こうした観点に立つときに、当会議としては現在の国立美術館・博物館の各種業務のうち、少なくとも、展示の企画とか実施、啓蒙普及、施設管理等の業務については「市場化テスト・民間開放」を実現するということが、人々のニーズに応える、それから効率性という観点から文化芸術の振興のために重要ではないかと考えております。

少なくとも、既存のものについても、当然すべてが対象になるわけですが、新たに六本木の方で建設中の国立新美術館というのがあるわけですけれども、これらの業務に関しては包括的に「市場化テスト・民間開放」を実現し、民間の創意工夫を通じた文化芸術の振興を図ってはどうかということでございます。

参考として、既に県ベースでは島根県とか、長崎県とかでは、それぞれ高い評価を受けている美術館、あるいは博物館というものが民間で立派に運営されているわけでございます。

あと、これまで文科省が言われたことについてそれぞれ反論という形で書いてありますので、必要に応じて、今後これをベースに議論させていただきたいと思います。

そういうことで、文科省の方から 10 分ぐらい、御説明いただければと思います。樋口審議官、よろしくお願いいたします。

樋口政策評価審議官 冒頭、一言ごあいさつ申し上げます。

今回の公開討論の対象になっております 2 法人、国立博物館と美術館につきましては、平成 17 年度中に中期目標期間が一応終了する独法でございます。それで、政府の有識者会合あるいは総務省の独法の評価委員会で組織業務全般にわたる見直しが過般行われたところございまして、先月 14 日には勧告の方向性を総務省の評価委員会からいただいたところでございます。

その中で、博物館と研究所は統合ということで 2 法人統合が打ち出されましたし、美術館、博物館ともに役職員を非公務員化するというこの勧告の方向性に沿った対応を私ども考えているわけでありますが、その中でもう一点、私どもとしてもやはり業務の効率化を進めるということで、民間委託の業務範囲を拡大していく、競争入札を積極的に導入するといったことはお約束申し上げてきたわけございまして、そうした組織業務全般にわたる見直しの方向性が、この総務省の評価委員会から勧告の方向性として打ち出されたところでございますので、私どもとしてはこれらの指摘を踏まえて、まずは次期中期目標の策定に、今、取り組んでいるところだということをもまずは御理解いただきたいと思っているわけであります。

「市場化テスト」は、今回 2 法人のお話につきましても、市場化のスキームというものが詳細が必ずしも十分明らかになっていないという現在の状況の中で貴会議と議論することとなったわけございまして、当省としては博物館・美術館の調査研究業務とか、あるいは展示の企画業務等、本体業務が「市場化テスト」に真になじむものかどうか、あるいはそういった「市場化テスト」の対象としてふさわしいものかどうか等については大きな課題があると考えているわけであります。

私どもといたしましては、業務の効率化ということを進捗することはもとより重要なことだと思っておりますので、民間開放の一層の推進については、その方向性は一致していると考えておりますので、その点も含めまして、今、博物館・美術館についてどういうことと考えているのか、具体的話を文化庁の担当の辰野審議官から申し上げることとしたいと思います。よろしくお願いいたします。

八代総括主査 ただ、その前に、手続的な問題ですけれども、今、独立行政法人について見直しが行われているということは重々承知しておりますが、これは各省横並びの問題で、それで見直しが進められているから次の中期計画が終わるまで一切それについてコメントできないという状況ではありません。これは聖域なしということでもありますから、統合されるとか、非公務員化されるというのは結構なことでございますが、それはそれとして、別途「市場化テスト」の対象というものはすべてを含むということは、文科省だけではなくて、ほかの各省ともすべて共通の点でございますので、よろしくお願いいたします。

では、辰野審議官お願いいたします。

辰野官房審議官 文化庁の官房審議官の辰野でございます。本日は、このような機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

まず、今、初めて見せていただいた資料について、ざっと申し上げたいと思いますけれども、問題意識として国公私、それぞれの美術館・博物館があるだろうと。それぞれが役割を果たしながら有機的な連携を図っていく。このことは全くそのとおりだろうというふうに思っております。

これは、独法の評価の中でも国立の美術館・博物館の役割としては何なのか。ナショナルセンターとしての役割ということで、これは重点化せよということになっておりまして、これは私どもの方でお渡している資料の中でもそれぞれ博物館・美術館の使命といたしまししょうか、基本的使命の中で書かれているわけでございますので、お目通しいただきたいと思っております。

この中で、具体的に国が引き続き直轄で運営すべき分野はどこかということなんですが、ここは直轄といいますか、独法ということの制度の中で進められておりますので、これは後ほど申し上げますけれども、この独法という制度を更にメリットを発揮していくということが適切なのではないかと考えております。

それから、先ほど樋口の方からありましたけれども、民間委託についてはできる限り、できることについては拡大をしていこうという姿勢は既に示しているところでありますけれども、やはり国が設置し、責任を持って運営していく上で根幹的な事項については及ばないと思っております。例えばこの中で「展示の企画・実施」ということがありますが、この展示というものは単に並べて見せるということではなくて、例えば長年の調査研究と、その美術館・博物館の大きな研究の流れの中で展開されるものでございますので、この展示の設営というのは検討の余地はあるわけですが、企画ということまで含めていけるかどうかということがございます。

「市場化テスト」につきましては、後ほどの具体的な論点等にも関わりますので、後ほどまとめて私どもの考え方を申し上げたいと思っております。

それから「参考」で公立の美術館・博物館の例が載っておりますけれども、国立の美術館・博物館というのは国の文化政策に関わる問題がありますので、これが直ちにこれにならなくてという話になるかどうかというのは別問題だと思いますし、また、これに相当するのがまさに独立行政法人というものの設置による運営ということであろうかというふうに思っております。

「具体的な論点」ということで、時間がありませんので、後ほど「市場化テスト」につきましてはまとめて申し上げますけれども、幾つか気になったところがあります。

例えば「(1)長期的なビジョン」というのがありますが、公的組織でなければ長期的なビジョンに沿った目的達成はできないというのはおかしいということでもありますけれども、私どもは、これは民間の組織におきましては長期的なビジョンというのは当然立てられるであろうと。しかし、それを「市場化テスト」というスキームの中では運営主体が頻

繁に交替するという事で、その実施というのは非常に難しくなるのではないかととらえているところであります。

「(2) 運営主体の継続性」についても、これは「継続を第一とするのではなく」というような認識が示されておりますけれども、やはり継続性という重みは、この博物館・美術館の使命から見ると相当重いと感じているところでございます。

「(4) ナショナルセンターとしての機能」というところでありますけれども、欧米の例が幾つか出ております。アメリカ、ドイツ、オランダ等でございますけれども、これはどれも公的な機関ということになっております。

アメリカの場合、恐らく、これはスミソニアンからメトロポリタン、いろいろありますけれども、例えばスミソニアンということを考えてみますれば、これは独特な制度でありまして、こういうふうに非営利の法人ということを経営されておりますけれども、予算は国家予算から支出、補てんされていく部分がありますし、また、その職員については連邦職員の身分を有しているということでございます。

ドイツ、オランダ等につきましても、例えばドイツであれば財団法人ないしは有限会社という形態がありますけれども、また、オランダも財団法人という形ではありますが、これはすべて独自の法律に基づいて、国の出資によるものであるということですので、いわゆる民間の財団法人という形とは多少違うのではないかと考えております。

また、これらはそういう形でそれらの主体が継続的に実施をするということでありまして、例えば「市場化テスト」で言われていますような、これが頻繁に交替をするという形のスキームにはなっていないというふうに私どもとしては理解をしているところでございます。

八代総括主査 途中ですけれども「市場化テスト」は何も頻繁に交替することを前提にしているわけではなく、良いパフォーマンスをしていけば同じ法人が当然、長期継続的にやることは可能です。

辰野官房審議官 結構です。頻繁という言葉が悪ければ、少なくとも交替の可能性ということを経営しないしは容認をしているというふうに申し上げます。

最後の「(5) 独立行政法人化の意義」のところですが、これも当方でお配りした資料の中で、これもお目通しいただければと思いますけれども、1ページ、2ページのところに自己収入ないしは入館者数が非常に改善をしたということ。それから、3ページのところで一般経費の削減というものも相当に進んだと。

つまり、コストの効率化ということについても、この中で大きく実現をしているということは言えるのではなかろうかと思えますし、また、独法においては評価を行う、評価にさらされるというのが一番大事なところでございまして、そのために評価委員会の中でもさまざまな議論がありますが、今回の5年間の評価につきましても美術館・博物館ともおむねその使命を達成しているというような評価になっているわけでございます。

この「市場化テスト」につきましても、若干申し上げたいと思えますけれども、これは制

度設計が具体的にどうなるかという細部がよくわかりませんので、その辺のところは、今、言われていることを前提にということで申し上げてみたいと思いますけれども、美術館・博物館に「市場化テスト」を導入するときの懸念でございます。

まず「市場化テスト」ということですから、結局、市場原理を導入していこうということだろうと思うんですが、市場原理というのは要するに競争と淘汰による全体的な質の向上・改善ということであろうかと思えます。競争ということにさらしますと、これは勿論、メリットというものがあるわけですが、ただ目に見える成果というものを短期的に追求する。そうすると、どうしても数値化できるものに偏る。なぜならば、成果というものを明確に示す必要があるからです。

博物館・美術館がこのような中で集客数を競ったり、ないしは利益を上げるということを優先にするということになれば、例えば収集・展示につきましても、流行追随型といいたいでしょうか、そのような収集・展示になりはしないだろうか。

それから、いわゆる不採算部門の停止・切り捨てというおそれもないか。例えば、調査研究という極めて重要な機能、それから保存・修復というもの。これらが直ちに利益というものが、見えるものではありませんけれども、美術館・博物館についての基盤的な部分でありまして、それによってこの使命を損なうおそれがあるとすれば、そこは懸念されるというところでございます。

一番問題なのは、やはり入札制度。これは数年ごとの入札で委託をしていくというシステムでございますので、短期間で、一定期間といっても結構ですが、一定期間で運営主体が交替するということをおも前提ないし容認をしているというふうに思います。このことによって、文化施設に不可欠な継続性・安定性というものが損なわれるおそれがあるのではないか。これは主体が替わることによって経営方針が変わっていく。

それから、企画や調査研究、ないし人材育成の継続性というものが損なわれる。

それから、積み重ねで形成してきた内外のネットワークというものを失うおそれがある。

特に、この美術館・博物館の、例えば企画展等をやるときには数年前から準備が必要でございます。これは新聞社等にしても、それから、特に外国との関係で言えば数年前からの準備が必要なわけですが、この期間で次にどうなるかわからないという可能性は必ずあるわけでありまして、そういうものを前提に、そのような企画展等の実施というものが円滑にできるであろうか。ないしは国際的にしっかりとした信用の下にそういうことを計画できるであろうかという心配がございます。すなわち、期間が迫ってくれば、これはちょっと危ないから、そこのところは控えておこうということになってしまうと、何かモールス信号みたいな話になってしまって、そこのところが円滑にいかないという心配がございます。

それから、入札制度で期間を定めますから、そうすると委託期間中での成果追求というものに特に走っていく可能性があるのではないかということ。

それから、入札というものに伴う時間とかエネルギーは相当なものでありますが、その

ために得られる効果が高ければ勿論結構なんですけれども、むしろ民間のそういう力を、ノウハウを取り入れるためには、こういうような入札という形ではなくて、民間開放については私ども最大限に進めていきたい。その部分で十分対応できるのではないかという感じがいたします。

このような市場原理の導入と入札制度というものが、国立美術館・博物館の基本的な使命とか存在意義というものと相反する面があるということを心配するわけであります。すなわち、長期的ビジョンの下に継続的に調査研究を実施する。それに基づいて文化財、美術品等の収集・保存・展示を行う。このような基本的な役割を損なうおそれがあるのではないかということであります。

これも例えばの話ですけれども、民間が取っていて、それが途中で撤退する、ないしは期限が来るという場合に再び、例えば公的組織でやれるかということになると、これはもう戻れないというふうに思います。すなわち、次の入札なり撤退の時期を待って、こういう公的組織が人員等も含めて温存・退避するということとはとてもできませんから。

福井専門委員 済みません。撤退とはどういう意味ですか。言葉の意味がわからないんですが。

辰野官房審議官 例えば、これはむしろお聞きしようと思っていたんですが、もし、この入札で落札したところが1～2年経って、思っていることと違う、なかなか利益が上がらない、だから撤退したいといったときにはどのようにされるのかと。

八代総括主査 民間であれば、契約違反をしたら大きな賠償金を取られますね。

辰野官房審議官 この「市場化テスト」は、そういうことになるわけですか。

八代総括主査 それは、そういう契約をつくれればいいわけで、そんな一方的に不利なケースばかり想定して議論されても困ります。

福井専門委員 あとは野となれ山となれなどということはありませんね。

八代総括主査 民間でそんなことをしたら通用しませんね。

辰野官房審議官 通用しないのはいいいんですが、そうなったときに、では、例えばお金を払えば撤退は認めるということになりますか。

福井専門委員 それはそうではないですか。かけた損失を完全に補填してくれるなら、別に撤退する自由はあります。

辰野官房審議官 だから、そういう場合です。

福井専門委員 だけれども、それは国でも同じです。国自身が予期した成果と違うことをやった場合でもパラレルです。

八代総括主査 済みません。今のは途中の事実確認だけなので、引き続き、ご説明をよろしくお願いいたします。

辰野官房審議官 わかりました。それが、今、基本でございます。

その上で、例えば、これは文化人メッセージ等にもありましたけれども、私どもが危惧する部分について幾つか申し上げれば、いわゆる採算性の重視ということなんですけれど

も、本来、文化というものはある面、金がかかるものであります。経済的な面から見れば、むしろ確かに不採算分野であることは間違いないわけで。

八代総括主査 済みません、ちょっと誤解があると思うのですが、文化が不採算分野であるのは当たり前のことです。これは国が、今、使っておられるお金は、当然、民間開放された後の民間事業者に対しては、十分な補助をされるという前提でやっていますので、そこはまさか誤解がないですね。まさか完全独立採算で国立博物館をやれなどということをお方が主張していると考えておられるわけではないわけですね。

辰野官房審議官 別にそういうことではありません。申し上げたかったことは、不採算分野でありますから、これは営利企業がメリットを生かしくいということになりはしないかと。それを利益を上げようということで無理に追求すると使命を損なうおそれが、これは要するにおそれ、危惧であります。そういう危惧が一般にあるということ。

それと、美術館の事業の中でも、不採算であっても文化的意義にかんがみ、これはやはり実施しなければいけないものというものがあります。それでなければ、まさにこういう国立の美術館・博物館の意味がないわけでありまして。

八代総括主査 だから、本来、不採算の部分については国の補助で賄われるという前提で議論していただかないと困ります。

辰野官房審議官 そうすると、そこで計画したものはすべて認めるということになるんでしょうか。

福井専門委員 基本的なスキームの御理解がないんですが、後でゆっくり説明するとして、もう一回その点だけ整理すると、要するに「市場化テスト」なり、今の当会議でやっている民営化の議論というのは、とにかく民間で独立採算でもうかることだけやれということでは全くありません。そういう前提ではなく、文化が一定の外部性を持つということは我々と御省とは多分そんなに違いはないと思います。外部性について言えば、それには補助をすとか、あるいは何らかのサポートをするという形で政府がコミットすることが正当化できます。

しかし、一定の公金支出なりアドバンテージを与えた上で、どの主体が一番効率的によりよく文化を発揮できるのかについては、それがアプリアリに官であるという決めつけはできないという立場です。そこについて誤解がないようにお願いします。

美原専門委員 もう一点だけ誤解がないようにしていただきたいのは、先ほど民間事業者は勝手に成果追求に走り、本来あるべき目的から離れられると言われてはいますが、冗談ではありません。あるべき成果は競争の判断基準の在り方で、美術館はどうあるべきかというのは国が決めるんです。その枠組みの中で目標を達成して利益を上げなさいということですから、民間事業者が自由にできるということではない。一定の枠組みの中で公益性を保持しながら効率性を競う。こういう枠組みであるということなんです。

八代総括主査 ですから、十分理解せずにそういう議論をされていても時間の無駄なので、できれば早目に打ち切っていただいて質疑応答にしたいと思っております。



辰野官房審議官 もう少しやらさせていただきます。今の議論についても、私も若干わからない部分がありましたので、また聞かせていただきたいと思います。

ですから、採算性ということで考えたときに、例えばデパートの美術館は昔は伝統のあるものはたくさんあったんですけども、それがバブル期にどんどん撤退をしていったというようなことを見ても、やはりそういうおそれと申しますか、危惧というものは我々はぬぐい切れないと。

福井専門委員 デパートの美術館には、文化庁は補助されたことはありますか。

辰野官房審議官 いいえ。

福井専門委員 だからです。本当に文化で優秀なものだったのなら、それに補助すべきだったのにしなかったということです。それは御省の失策によるものだと考えてほしいのです。

辰野官房審議官 私立の美術館・博物館に、これを補助すべきだということですか。

福井専門委員 勿論です。内容が同じなら、日本文化の承継なり、西洋美術の普及なり、日本の文化振興にとって必要なことなら、官がやろうと、民がやろうと、実質の外部性の限りにおいて官がサポートするのは当然のことです。館だけが補助をもらって当然だという決めつけがそもそも間違っているということが明らかになったと思います。

八代総括主査 民間開放された国立美術館についてデパートの美術館と同じように考えておられるというのは、民間開放の意義を全く理解しておられないことで、申し訳ないんですが、そういう理解の説明ならやめていただきたいと思います。

辰野官房審議官 では、次に進ませていただきます。

もう一つ、効率性ということがよく言われるわけです。効率性というのは、恐らく対費用効果といいましょうか、投入した資金とか労力、時間等に比べて比較した成果の比率ということだと思えますけれども、無駄を排して、合理化して、そして効果的に事業を実施していくというのは当然のことでありまして、これについては当然、我々としても全く同じでございます。

ただ、やみくもなというのが付くと、こここのところで少し心配が出てきまして、すなわち効果とは何か。費用のところは数字でよくわかるんですが、効果とは何か、成果とは何かというところで、文化という観点から見たときに、やはり独自の考え方というのが要るのではなからうか。すなわち、物とか数値で表されない無形の価値というものが文化の場合にはあるだろうと。

八代総括主査 どうぞ。

橋本専門委員 政策評価法1条というのがあって、そこに効果的かつ効率的な行政の推進というのが法目的でうたわれると私は理解しているんですけども、だから、現行法でも効果的とか効率的というのは法律の目的として仕組まれていて、そうすると文部科学省では政策評価法というのは適用除外になっているんですか。それをお伺いしましょう。

辰野官房審議官 いいえ。

橋本専門委員 でしたら、その文言は既に現行法上あって、およそ国の行政というものはそれに従うものだというふうに、一応、概念としてあるわけですから、それを、今、ここでいろいろ言っても仕方がないのではないかと思うんです。

福井専門委員 内閣の一員として法令順守義務がおありのはずですから、そこをそもそも否定されるような議論はどうかと思います。

辰野官房審議官 ですから、効率的にやらなければいけない、これは独法の中にも。

福井専門委員 物や数値ではかれないのなら、一体それを何で、どういう基準ではかるんですか。

辰野官房審議官 そういう部分があるということを書いて、だから文化施設というのはそういうものだという事なんです。

福井専門委員 だから、何ではかるんですか。はかれないから好きにやってもいいとおっしゃりたいんですか。

辰野官房審議官 いいえ。

福井専門委員 では、どういう基準ではかるんですか。

辰野官房審議官 例えば、実際に美術館・博物館というのはどういう役割を果たしているかといえば、その中で安らぎを覚えたり、いやしを感じたり、それから一つの感動でありますとか、誇りでありますとか、活力でありますとかそういうものを得るのが美術館としての役割だろうと思います。

橋本専門委員 だから、効率性という面で結び付けてわかるように説明していただかないと、それは言わばそういうことがあるというのは確かにそのとおりなんです。

辰野官房審議官 ですから、制度というもののとらえ方が難しいと。

福井専門委員 安らぎ感が高いものが大事だとおっしゃりたいのなら、安らぎ感をどうやってはかるのか、ちゃんと具体的な手法を示してください。

辰野官房審議官 だから、はかりにくいということを書いているんです。

福井専門委員 はかりにくいから何をやってもいいということではないでしょう。

辰野官房審議官 いいえ、違います。

八代総括主査 だから、はかりにくいのは企業だって独法だって同じことではないですか。

辰野官房審議官 ただ、入札によって、それをはかるうというわけですから。

福井専門委員 だったら、今、やり続けていることの意味は何ですか。入札によって、今、非常にあいまいなことをおっしゃったけれども、あいまいなことについて顕在化させないで、現形態をただ続けるのが常に最善だということにどうしてなるのですか。

辰野官房審議官 ですから、これが公的な機関としての性格を持つものであれば、今の独法の仕組みというものがより効率的なものに変えられていくということがあれば、それはいいです。

ただ、それを入札によって民間に渡してしまう。しかも、一定期限ごとに交替する可能

性があるというところにほうり込む。そのところに我々は危惧を感じているということ  
であります。

八代総括主査 ですから、その問題で、独法ならそういう懸念がないというのは審議  
官の御信念なんですね。

辰野官房審議官 信念といいますか、少なくとも長期的ビジョンがあれば、例えば、確  
かに5年ごとに見直しがありますけれども。

福井専門委員 それは違います。期間の問題ではなくて、感動とか安らぎがはかれない  
から独法でやり続けるべきだとおっしゃるわけです。期間の問題ではありません。

辰野官房審議官 入札のときに、この成果というものを、例えば良質なサービスを提供  
すると書いてありますが、良質なサービスというのは言葉で書けますけれども、どのよう  
にして。

福井専門委員 それは、逆にこちらが聞きたいですね。何で独法がやり続ければそれを  
正当化できるんですか。むちゃくちゃな理屈ではないですか。

八代総括主査 独法なら、なぜ成果は出さなくていいのかということを知っているわけ  
です。

辰野官房審議官 成果を出さなくていいとは申し上げていなくて、要するに無形の価値  
というものもあるんですということを言いたいんです。

福井専門委員 安らぎ、感動が独法だったらちゃんと出せるということがどうして言え  
るんですか。無形の価値をどうして独法だけが判断できるんですか。

辰野官房審議官 これは、今、どうしてこういうことを申し上げるかといいますと、こ  
れは文化の関係者の中の一つの危惧として、では、この際ですからお聞きしますけれど、  
これはマスコミの報道なんですけれども、福井先生の御発言として、この展覧会のよしあ  
しは基本的に入場者数ではかるべきだと。入場者数だけで博物館・美術館の成果というも  
のがはかれるということについて。

福井専門委員 全く理解されていないではないですか。一連の記事をちゃんと読んでか  
ら質問していただきたい。

辰野官房審議官 ですから、どういうことなんですか。そのところを教えてください。

福井専門委員 読んで理解されていないではないですか。入場者数と、外部性、それら  
は総合的に勘案すべきものだとして明確に述べています。読んでください。

どちらにしても、市場化テストについての一般論への質問を聞く場ではないんです。早  
く説明を終えてください。

辰野官房審議官 これは公開討論会ではないんですか。

福井専門委員 そうです。だから、早く説明を終えてください。

八代総括主査 簡潔に説明してください。非常にゆがんだ前提の下で延々と説明される  
のは非常に迷惑です。もうよろしいですか。

辰野官房審議官 いえ、では、あと1点だけですので。

八代総括主査 どうぞ、お願いします。

辰野官房審議官 それで、結局、私どもは独立行政法人という形で、まさに5年間やってきたわけでありましてけれども、これはまさに公共的なものと効率性というものをバランスを取った制度であると思っております。国が中期目標というものを示すと。

この辺は別に解説をする必要がありませんので、あれですけれども、幅広い権限と自主性を与える。それから、透明性と説明責任に完全にさらす。評価にさらす、説明責任にさらすという中で、十分な評価というものがされるわけですから、これによって、確かにこれまで改革意識というものがなかった、ないしはコスト意識が薄かったという部分については改善をされてきたし、また、先ほど申し上げたような形で進んできたことも、実際の効率化が進んできたことも事実なわけでありまして。

この評価というものがやってみただけでもだめだったと。

だったら、これはもっと思い切った大手術が要るんだ、という話なら別なんですけれども、やってみて、おおむねよかったと。美術館の場合には、最大限の効果が出ているけれども、これ以上やるとしたら人員増強がなければできないというような評価も出ているわけでございます。

ですから「市場化テスト」というのは新しいアイデアでございますけれども、これを論ずるよりは、むしろ独立行政法人としてのメリットというのをどう伸ばしていくのかということについて、私どもとしては進めていきたいと。

以上でございます。

八代総括主査 ありがとうございます。ですから、独立行政法人で十分成果が上がっているから、これ以上はやらなくて結構ですというご主旨だと思いますが。

辰野官房審議官 十分ではありません。ここまで成果が上がってきたので、更にこれを進めていきたいということでございます。

八代総括主査 とちらにしても、それでは不十分だとこちらは考えているから、こういうことをやっているということでございます。時間がかかりましたが、一応、表明は終わりましたので、意見交換にしたいと思っております。

それでは、こちらの方からどなたかよろしいですか。

では、福井専門委員。

福井専門委員 「市場化テスト」、官業民営化なり「規制改革・民間開放推進会議」の主張なりを極めて初歩的な点においてゆがんで、あるいは間違っているとえられた前提で、失礼ながら、大変荒唐無稽な主張を並べられたというのが率直な印象です。個別に申し上げます。継続性ということをおっしゃいますが、これは要するに継続性を維持するためには独法がずっとやり続けられないといけない。「市場化テスト」のように複数の主体が関わることはまずいという御主張ですか。

辰野官房審議官 1つの主体が継続的にやるということですか。

福井専門委員 そうすると、独法に限りませんけれども、ある1つの主体がおっしゃる

ような感動とか安らぎを含めてもいいですが、とにかく、文化の承継の点で十分なパフォーマンスを上げないで、多額の経費を使っているということが仮に認知されるに至ったら、それでも変えるなという意味ですか。

辰野官房審議官 十分なパフォーマンスを上げないというのは、今回、少なくとも美術館・博物館については、評価において十分なパフォーマンスは今まで上げてきていると。

福井専門委員 そうではありません。一般論としてお聞きします。仮に十分なパフォーマンスを上げなくなっても、そこでとにかくやり続けさせないといけないということを正当化されるように聞こえるんですけども、そういう御主張ですか。

辰野官房審議官 その場合は、これは評価されますから、例えば改善のためにこうせよということは出ますし、それから、それでもできないということがあれば、これは文部科学大臣に理事長の任命権がございますから、理事長を替えるなり、人を替えるということとはできるわけがございます。

福井専門委員 独法の職員はそんなに簡単に人を入れ替えることはできるんですか。現在の身分法制についてよく御存じないのではないですか。

いいですか。継続性とおっしゃいますけれども、おっしゃることをお聞きしていると、要するにどんなにパフォーマンスが悪くても、今の独法の職員や組織体について未来永劫、幾らほかから評判が悪くても、とにかくその人たちにやらせないといけないということですね。それは、自分たちだけがちゃんと監督できるという非常に独善的な主張に聞こえるんですが、「市場化テスト」の意味はパフォーマンスが悪くなった組織や、あるいは主体があれば、もっとパフォーマンスのいいところに継続性も踏まえてやってもらいうるという仕組みです。継続性という言葉で、単に今やっている組織が無条件に未来永劫やり続けないといけないというようなことを正当化することはおよそできない話だと思います。

まとめて申し上げておきますと、市場原理という言葉や概念についても全く基本的なことを理解されておられないと思います。当会議のこの「市場化テスト」における市場化の意味は、おっしゃるようなゆがんだ市場原理ではありません。繰り返し申し上げておりますように、基本的に文化に何らかの外部性があるとしても、その外部性については、例えば補助・助成等の形で、必要な企画あるいは必要な文化承継の前提の枠組みを決めた上で、その基準に基づいて公的な支援を行って、言わば一定の仕様なり性能を満たす最も適切な文化承継の主体が美術館や博物館を担うべきであるという立場です。

だから、おっしゃるように独法が常にそれを担えるというようなアプリアリの、一律の無邪気な決めつけの前提には我々は立っていないのです。どういうところが、国が決めた一種の公的な基準に基づく文化承継の性能をきちんと発揮ができるのか。それをきちんと、フェアな土俵で判断していきたいということなんです。

そのためには、独法がひょっとしたら、最良の担い手かもしれないし、あるいは民間企業とか、民間の研究機関が最良の担い手かもしれない。しかし、それは共通の土俵の下で、公正な基準の下で双方をちゃんと認定をしてみなければわからないではないですか。一律

に独法だけがそういうことをなし得るという極めて独善的な主張は、およそ理解に苦しみます。

調査研究とか保存・修復のようなものが基盤的だということをおっしゃいましたけれども、これも理解できません。基盤的かもしれませんけれども、そういうことを担う人は特定の個人ないし業績を上げる特定の研究グループです。そういったグループについて、なぜ独法だけが唯一無二の、言わば調査研究や保存の担い手であると言えるのか。その証拠について、本日に至るまで繰り返し資料の要求や、あるいはヒアリングで等での御確認をさせていただいておりますが、一切、具体的なデータも証拠も示されておりません。

不採算について切り捨てする、ということをおっしゃいますけれども、これも初歩的な知識が欠けているということをも語る発言以外の何物でもないわけです。不採算かどうかについて、とにかく現に独法がやっていることを、将来ともに国費をつぎ込んでやり続けさせないといけないという無邪気な前提に私どもは立っておりません。採算性を取らせるための、言わば外部性に基づく公的助成をちゃんとした上で、それが最も採算に乗るように考えるのは当該機関の役割です。

独法であるか、あるいは民間であるかということは問いません。必要に応じて、まさに必要というのは外部性の観点からの基準に基づく助成をした上でということですが、それを最もパフォーマンスを上げられる主体にゆだねることが「市場化テスト」の意味だということをおっしゃっていただけないと思います。

入札について、数年ごとにくらべて変わるとおっしゃいますけれども、何年か準備がかかるというのはあり得るでしょうから、「市場化テスト」によって何年を単位にするのかということが一律に決まっているわけではありません。具体的に「市場化テスト」ができた暁に、その業務に応じた最適年数を当然適用することになるということですから、数年というのが何年になるのか、例えば2年、3年、4年など一概には言えませんけれども、くらくら変わるという前提ではあり得ません。

何よりも、単に無条件に継続性を尊ぶというよりは、継続をさせるかどうかによってちゃんと成果のパフォーマンスを評価することをやって、仮にその主体に継続させないにしても、そこでぶら下がっている企画展示等がある場合には、それについては、当然承継してやらせるための必要な条件を付けた上で新たな主体に承継させることになるでしょうから、全く杞憂の御心配だと思います。

入札の手間ということをおっしゃるんですけども、そうであれば、入札を一切しないで、現に支出している経費が常にベストとなぜいえるのか、あるいは現にやっている業務をそのままやり続けるのと、入札を通じて同じ文化承継なり、文化振興の効果が得られるのであれば、より望ましいやり方を取ろうということでは経費を節減し、効果をより大きくしよう、という選択のどちらがまともな発想でしょうか。民間開放とか「市場化テスト」とは、一応、手続は取りますがけれども、その目的とは、あくまでも同じコストであればできるだけ効果を大きく発揮する、同じ効果であれば、できるだけそれを安くやる。国民に

とっての当たり前の利害を申し上げているわけです。

途中で撤退ということも、これもさっき途中でもお聞きしましたけれども、意味が全くわからないのです。撤退というようなことがあれば、かけた損失は当然、契約主体に全部償っていただくということは当たり前のことです。そんなことをするところがあるとは思えませんし、あったとしたら、それはやはり償っていただく。それで担保するということだと思います。

文化に金がかかる、不採算だというのも、勿論、金がかかっても、ちゃんと将来世代に対して一定の基盤を残すというような意味で、公的な介入の余地があるということがちゃんと論証されていれば、勿論、不採算でもお金をかけるべきだということはあるかもしれませんが、ただ、どうもおっしゃることを聞いていると、文化だと言いさえすれば、どんなに赤字を垂れ流してもいい、お金をかけ過ぎて構わないというようにも聞こえるんですけども、そういう主張に我々はくみしておりません。

現世代の国民がお金をかけて、例えば将来世代にプレゼントをするという意味での文化承継であれば、ちゃんと将来世代に対してリーズナブルな負担を現世代が強いられるのにとどまるという政策的な合理性があるべきです。そこについて、とにかく「感動」とか「安らぎ」とかという文言ですべてを正当化する。特に、独法がやり続けることをすべて正当化するというような乱暴な議論は到底成り立たないと思います。

公共性と効率性のバランスというのもよくわからない。公共性というのは効率性を含む概念です。ここで言う「市場化テスト」の概念は、さっきも申し上げましたように、文化的なものであれば文化の質を最大化し、それにかかるコストを最小化するということに尽きるわけでありまして、それが公共性だというふうに理解していただきたいと思います。

八代総括主査 どうぞ。

辰野官房審議官 独法の今の体制を、そのまま既得権として維持するのにきゅうきゅうとしているというふうに聞こえるんですけども、何度も言いますが、評価にさらされているんです。5年間経って、毎年評価がありますし、現に今、評価が行われたと。評価の中で、それこそ無形の部分も含めて、どれだけの成果を上げたのか、満足度を高めたのか。それから、コストについてはしっかりとした対応をしたのかということが示されるわけであって、では評価は一体何のためにやっているか。その評価に基づいて、また改善もするし、また次に向けてのいるんな体制を整えるわけです。

私が、今、一番問題にしているのは、評価の中で独法がパフォーマンスが悪ければ、そこで改善の指示もありましょうし、それから人事ということもあるかもしれませんが、こういうふうに運営主体がどう変わるかわからないという前提で、それでは国際的な信頼というものがかけられることができるのか。企画展1つ取ってもできるのか。それは変わってもちゃんとできるように引き継ぎますからという問題ではないんです。学芸員が調査研究に基づいてきちんとした議論をして、積み重ねて、信頼感をつくりながらやっているわけでありまして、そのこのところを、ある意味では机上の論を、今、聞かされているよ

うな感じがいたしまして、申し訳ないんですけども、私にとっては余りわからないんです。

安念専門委員 失礼ですが、日本にも民間の館があるわけでしょう。そういうところが外国の著名な博物館・美術館から作品を貸してもらおうということはおよそできないんですか。

辰野官房審議官 現にあります。

安念専門委員 では、いいではないですか。

辰野官房審議官 なぜですか。

福井専門委員 それは、民間の美術館や博物館に対して極めて失礼なことを公開の場でおっしゃっていませんか。何で自分たちだけが文化について国際的な信頼を得ることができる、民間にできないことを自分たちだけがやっている、などという無邪気で独善的な主張ができるのでしょうか。よくそんなことが言えますね。

現にやっている民間博物館・美術館がどういう意味で劣っているのか、具体例なり証拠を挙げておっしゃっていただきたい。

辰野官房審議官 具体例なり証拠を挙げると言われれば、今、時間はありませんけれども、あります。例えば、同じようなことをやる場合でも、国の信用の下に貸してもらって、それで展覧会を開催するというようなことは幾らでもあります。

福井専門委員 国の信用というのだったら、それは民間に対してだって同じような信用保証をする余地もある。また、民間はイコールフットイングになっていないんだからそれ自体アンフェアです。

辰野官房審議官 ただ、国にしる、それが新聞社であろうとも、運営主体が変わる可能性があるという場合、それではどれだけ本気になってきちっとした交渉ができるんですか。

福井専門委員 変わる可能性があるということと関係ありません。これは、あくまでも根っこに国がいるということです。そういう初歩的なこともわからないで、むちゃくちゃなことを言っておられる。これは国立であることが前提です。そんなこともわからないんですか。

辰野官房審議官 人が変わるわけでしょう。

福井専門委員 人が変わるのだったら、美術館や博物館では人事異動はないんですか。定年退職しないんですか。

辰野官房審議官 ですから、そもそも文化ということについて何か基本的な現場感覚がないような気がします。

福井専門委員 あなたは基本的な法的知識や常識を欠いていると思います。

橋本専門委員 これは法的手法の問題なんです。だから、国からお金が出るからこそ、出捐者とか納税者に対してコストとか効率性といったものについて公正さとか、透明性とかそういう説明責任を果たしていく。そういう仕組みで民間委託をやっているということなんですけれども、これだと個別契約になってしまいます。



それから、独法の評価というのは、御案内のとおり、コストがどうか、効率がどうかという評価ではないわけです。だから、国の予算が出るからこそ、まさに納税者とか出捐者にとって十分な説明をして、それから行政契約という手法を使って、それで、これは何を図って、どういうことをやるのかということ公正にするという手法を取るという話であるはずなんです。

だから、やはりそもそも理解されていませんし、フランスで去年、PPP契約という、公私協同パートナーシップ契約という法律ができて、それをやるという話になったときに、例えばそういう美術館、ルーブルだとか何とかが反対したとかそういうのは聞いたことがないんです。何か「市場化テスト法制」というものがねらっている制度の在り方みたいなのところにすごく誤解があると思います。

だって、お金が出ていくんですから、そのコストと効率性について、節々でちゃんと説明をして、それで、もし民が落とせるといふのだとしたら、ちゃんと契約を結んで、しかも、それは行政契約をちゃんと結んでやるわけですから。

福井専門委員 もう一つ間違った主張があったので、一応指摘しておきますが、独法の評価というのは現独法の具体的に書かれた法目的に即したパフォーマンスをはかっているのです。我々がやっている官業民営化や「市場化テスト」、ここで議論している論点は、独法の在り方も含めて、すべて現行法そのものの枠を超えて根底から見直そうということです。

だから、冒頭に八代総括主査から申し上げたように、独法の評価と「市場化テスト」の切り口とはおよそ独立ですから、独法が評価しているから「市場化テスト」の意味がないというようなことは、現在の制度の初歩的な前提も御存じない暴論ですので、改めていただきたいと思います。

樋口政策評価審議官 独法が評価にさらされているのは事実なんです。そして、当然、中期目標期間が終われば、これは廃止の在り方も含めて、統合も含めて、これは評価にさらされているのもまた事実なんです。

業務の効率化というのは不断に進めながら、博物館・美術館も入館者数が、この間、ずっと増えています。自己収入も、この入館者数の増員に伴って1.5倍になった。このことは評価委員会で評価されてきたんです。ですから「市場化テスト」の方法によって業務の効率化を一層高めていくというやり方と、独法の評価、それは廃止も含めての、もし十分な説明責任を持っていないなら、そういうやり方がある。そのいずれが、より独法を価格と質の面で優秀なものにしていくかということになっていくだろうと思うんです。

そこで1つ思いますのは、結局、この問題は「市場化テスト」のスキームは、やはり私は、皆さん方おっしゃられますけれども、まだ十分明らかにされているわけではないことは事実だと思うんです。我々としても若干誤解がある点はわかりましたけれども、これはまだ法案の問題が出てくると。

それと、もう一つ「市場化テスト」の対象というんですか、今までモデル事業で拝見さ

せていただいているのは、どちらかといいますと機械的な業務が中心でした。今、私どもが申し上げているのは、博物館・美術館も随分いろんな民間委託をやってきているんです。それは細切れにしないで包括的にやろうとか、包括的な民間委託を進めようとか、それが、今、次期中期計画で我々が考えようとしているんです。

ただ、本体業務のところ、確かにいろんな議論はあるんですけども、本体業務については、今、厚労省とかほかのところではまだそういうところは見えていない。私ども、本体業務のところまで本当にやるのが適切かどうか。「市場化テスト」の切り口の問題は1つあるのかなと。私はそこは考えているんです。

草刈総括主査 よろしいですか。今の点、非常に大事な点だと思うんですが、かなり誤解の下でいろんな議論をしておられると思うんですけども、それでは、どこまで民間委託を、あるいは「市場化テスト」にかけていくか。この議論は、まだ全然お互いにここまでとかというジャンルをお示しもししていないわけですね。それについて、いろんな御主張もあるでしょうし、我々の方もここまでできるのではないかと思う部分がある。

これについては、まだこれからの議論であって、要するに「市場化テスト」を生理的に嫌だと言われると、全部そのように聞こえてしまうんです。そうではなくて、やはりどこまでやるかという今の審議官の議論はこれからやる議論であって、軽い部分から深い部分までいろいろあると思います。けれども、それは議論の中でだんだん設定していく話だというふうに了解していただければいいと思うんです。

大橋専門委員 今の草刈先生のお話に関連して、やはり議論すべきは、美術館なり博物館の仕事の性格から見て「市場化テスト」が、民間委託が可能かどうかという議論が一番大事なんだろうと思うんです。

そういう点で、今日、私どもが御提案している、この1枚紙のものです。「少なくとも、展示の企画・実施、啓蒙普及、施設管理等の業務については、市場化テスト・民間開放を実施することが、文化芸術の振興のためにこそ、必要ではないか」という提案をしていますが、少なくとも提案している業務一つひとつについて吟味していきたいと思っています。

まず「施設管理」。これは何も独法でなければやれない、民間委託はできないというものではございませんね。それはよろしいですね。

「啓蒙普及」というのは、民間でもできます。しかし、独法でもできます。だけれども、独法でなければできないというものではございません。そういうことは了解されると。

それから、展示の実施という部分です。これは先ほど審議官がおっしゃったように、恐らくは設営的なことを考えているんだと。つまりロジスティックな業務だろうと思うので、これも何も独法でなければできないものでもない。民間委託は十分可能だと。

そして、最後に残ったのは「展示の企画」です。したがって、問題は、この「展示の企画」というのはどういう業務を指して言っているのか。恐らく本体業務という意味合いは、この「展示の企画」というのが、これは独法でなければできないということをおっしゃり

たいんだろうと思うんです。

しかし「展示の企画」という業務の中身とは何かということを考えてみれば、例えば渉外です。こういうところから後援を取るとか、あるいは協賛金をいただくとかそういう仕事もあるし、ではどういうテーマで展示をするかという部分もあるでしょう。そういう、ある意味では企画というのは幅広い業務ですけれども、しかし、つらつら考えてみると、まさに先ほど私が言った渉外という仕事そのものは民間でもできます。

それから、例えば、どういうルノアール展をするのかどうかというような企画。これについても別段、独法でなければなぜできないのか、誠に私はわかりませんし、恐らくは独法以外の民間に委託しても十分可能だと思うのでございますが、そういう点で、私ども、こういう提案をしているわけです。

この提案について、どう考えるのか、お聞かせいただきたい。

八代総括主査 今の大橋専門委員の点に限って、よろしく申し上げます。

下坂美術学芸課長 展覧会のことでございますけれども「展示の企画」というのは具体的にどういうことかと申し上げますと、例えば博物館の例で申し上げますと、1つの展覧会をするときに、例えば高野山展をするとしみますと、高野山に行って、学芸員が調査をして、そこで作品を確認して、全体の各分野の人々と話し合っ、その中から問題意識を出して、こういうコンセプトの下にこういう感じで皆さんに展示を見ていただくということをやるわけでございます。

ですから、それは高野山展をやるからといって、蔵から何でも持ってきて並べるというのではなくて、やはり彫刻のものなり、絵画のものなり、書籍のものなり、工芸のものなり、みんなで行って、そこでまず作品を調べて、その上で全員でまた寄り合っ、全体をつくり上げていく。そういう中で、渉外に関してもそういうことに関して御協力いただけるかどうかということをやっていくわけでして、それはやはり一つのグループとしてといいましょうか、共同作業としてやるわけですので、そこはなかなか、そういうことも含めて、これは出したらいいという御意見もあるかもしれませんが、現実問題としては、今はそういう具合にやっておりますし、今の独法の中の学芸員でそれをやっているというのが現状でございます。

福井専門委員 そういうイメージはわかるんですけれども、おっしゃるような業務に必要な資質とか体制というのは、1人だけではだめでしょうから、ある程度チームワークが要る。それから、それぞれの個々人もしかるべき学術知識や文化知識、あるいは経験をお持ちである。そういうことですね。

そこで問いたいのが、そういう人は勿論、美術館や博物館にもいるかもしれない。けれども、民間にもいるかもしれない。チーム編成だって異なる組織間でもでき得るわけです。大学にだっているかもしれない。こういうことです。

これも何度も我々は話題にしていますけれども、今の美術館とか博物館の研究者の方たちだって、失礼ながら博士号取得者すらほとんどいないという集団ですから、それと比べ

れば、もっと高度の学識をお持ちの組織とか人だっているわけですから、それを一律に、この程度の学識集団について唯一無二だなどというような主張をなさるのは取り下げられて、彼らも参加してもいいけれども、一般的に民間企業で、あるいは大学とか民間研究機関で、そういう集団なり、組織体制なり、独法の足らざるを補う研究チームなり、企画展示チームがあれば、そこにやらせる余地を与えておいた方が文化はかえって発展すると思われませんか。

下坂美術学芸課長 当然、今おっしゃったようなことは事実、博物館・美術館でも行っておりますし、特に特定の分野に関しては、やはりいろんな、そういう御専門家の方を共同研究の中に入れてたりしてやっております。ですから、それを行っております。

もう一つの博士号の件でございますけれども、これは学術分野でいいますと、大体、博物館・美術館の方は史学系とか美学系の方が多くて、そこで修士課程とか博士課程に入るわけですが、現在、日本の博物館・美術館の場合は、単にそこへ入って、大学における美学・史学をやるといっただけでは到底務まりません。

これは、今、申し上げましたように、調査も自分たちで参りますし、それから、ほかの方々が何か作品を見にきたときにも学芸員が作品と一体になって常に行動しなければいけないわけで、そういったいろんな業務があるわけで、それこそ博物館で博士号というのがもし大学であるとすれば、私はみんな博士号を与えてもいいくらいの独自のノウハウを持ってやっているわけですので。

福井専門委員 では、ちゃんと実際に取らせてください。

下坂美術学芸課長 いや、大学にはそういうところがないんです。むしろ、博物館こそがそういう発行すべき主体になっているかと私は思います。

福井専門委員 だって、大学ではないんですから、文科省自身の拘束により学位は発行できないでしょう。

調査研究については、勿論、実務的な蓄積が博物館・美術館にあるのはわかります。しかし、おっしゃっていることはまさに現世代だけではなくて、将来にわたる文化の承継なり、言わば日本文化の保存なり保護なりということでしょう。そういうことに関して、多角的に、しかも超長期の世代にわたって判断するというのは極めて高度の、複雑な学識が要求されるわけです。

勿論、実際に国立美術館などにノウハウや実務的な蓄積があるのはよくわかりますが、今後とも、未来永劫、この組織のこの職員しかできないというわけではないということは既に認めておられるのですから、具体的に一番いいやり方を取るべきでしょう。要するに文科省とか文化庁の使命は、独法の博物館・美術館の現職員の雇用や体制そのものを保護することではなくて、文化を守り、承継・発展させることでしょう。そのために一番いい体制を考えていただくという建設的な営みに参画していただかないと困ります。

辰野官房審議官 それは「市場化テスト」という形ではなくても、そういう人を採用する組織をつくっていくということが出来るわけですから。

福井専門委員 それは独法の評価というのでは足りなくて、今、こういう営みが始まっている。あるいは現にやられている改善努力が最善のものだという保証はない。最善、あるいは少なくともベターなものを求めるためには、このテストの枠組みに乗っていただきたい。何か実害があるのなら教えていただきたいけれども、我々が今までさんざんお聞きしたヒアリング結果あるいはいただいた資料、回答等によっても「市場化テスト」に参画することで文化が破壊されるとか、振興のスピードが落ちるとかというような弊害について、一切具体的な批判や反論をいただいております。そうであれば、一旦これに乗っていただいて、この独法の美術館・博物館がかくもすばらしい組織であるのなら「市場化テスト」でちゃんと勝ち残られるでありましょうから、フェアな土俵できちんと競っていただきたいと思います。

もう一点補足ですが、樋口審議官のおっしゃる、どこからが本体的な部分かというのは、そこはよくわかるんです。そこはもっと具体の実施の段階で詰めさせていただきたいですが、非常に意味があるのは、公共財としての文化そのものにどういう形でコミットしていくかということです。これははっきり言って独法などの仕事ではあり得ません。文科省や文化庁ご自身のお仕事です。どういう枠組みで文化振興をやるのか、文化政策をやるのかという、その枠組み作りは、むしろ独法などにやらせてもらっては困るわけで、やはり国として責任を持ってやっていただきたい。しかし、その上で、その枠組みが決まった後で、それを実施する部隊としてだれがいいのかという判断のときには、この独法だけが最善のものであるというドグマからは決別していただきたいと思います。民間も対等に参画して、国のミッションの下で一番最適にできる仕組みなり主体を考えるという作業の中の一要素だと位置づけていただきたいと思います。

一点だけ補足しておくとお示しいただいた本日の資料でも、独法化後の取組みで一生懸命、唯一強調されておられるのが自己収入が1.4倍、入館者数が1.3倍増加とか、要するに人数とか収入の規模が増えていることを縷々書かれておられますけれども、逆にここでお聞きしたいのは、ではさっきからおっしゃっていた数字ではかれないものをどう評価されておられるんですかということです。

これは逆に言えば、そんなことには多分お答えになれないだろうし、苦し紛れにおっしゃったんだと理解しますが、これは私は健全な発想だと思います。入館者が多いとか、ちゃんと収入が上がっているということは、少なくとも現世代の国民にすぐれた文化として享受したいというニーズをもって受け入れられているということです。それはそれで、結構な基準です。

しかし、申し上げているのは、それを超えて、現世代では判断できないような、言わば世代間の外部効果などがあるかもしれないとすれば、そこは多分、入場者だけでは判断できない要素があるから、大所高所に立った、それこそ文科省や文化庁自身の国策としての政策的意思が求められるわけです。そこはちゃんと国の責任でやっていただくべきものであって、独法ごときにやっていただくものではありません。

もう一つ、辰野さんがおっしゃっている新聞記事は、今、私も手元で発見したので、該当部分を短いので読み上げます。私の発言として引用されたところです。

「展覧会のよしあしは、基本的に入場者数ではかるべきだ。ニーズもないのにいい企画というのは、専門家の自己満足にすぎない。」

その次に出てくるところが、「観客動員が見込めなくとも、文化継承に貢献するなど有益な企画には厳密なコスト計算を経て、政府が個別に補助金を出す。」

これをセットでござんいただきたいと思います。たかだか、この10行程度のことについて、後ろも読まれないでああいった一方的な批判を去れるのは心外です。以上です。

八代総括主査 時間もかなり過ぎておりますので、では、最後に樋口審議官よろしいですか。

では、辰野審議官から短目でよろしくをお願いします。

辰野官房審議官 先ほど、独法の評価について数字を出してはいますが、これはわかりやすい部分を出したわけでありまして、独法の評価書をござんになったことがあるかどうかあれなんです、非常に分厚い。その中で、例えば開いた展覧会の評価でありますとか、さまざまなそういう部分についての評価もあるということは申し上げておきたいと思えます。

それと、本当に申し訳ないんですが、先ほどのこの程度の集団とか、ごときというのは、私もここに関わる責任者として非常に気になりましたので、申し上げておきたいと思えます。

それと、先ほど新聞を出されましたから、これもむしろ福井先生が、今、直接いらっしゃいますので、ちょっと心配な部分を1点だけ確認させてください。これで皆さんが心配している部分なんです。

というのは、今の新聞で言いますと、保険料や保管コストが大き過ぎて、採算に合わない場合は国に返還、国は不必要な美術品、文化財を売却する。こうすれば4割のコストが減るはずと書いてあるんです。

ここは、文化人の方々が、こういう発想でやられると非常に懸念があるというような部分なんです、この辺の御真意というのを、むしろ公開のこういう場で。

福井専門委員 これは、私が別に自分で書いた論文ではないのですが、基本的によくまとめていただいた記事だと思います。趣旨を誤解のないように、念のため簡単に補足申し上げますと、基本的に「市場化テスト」をやったとしても、文化財とか、あるいは美術品そのものの所有権が民間に移るといようなことはあり得ないと考えています。あくまでも、それは国家の極めて貴重な財産ですから、それをきちんと、文化承継なり文化振興に役に立つように、一番生かしていただく主体にやっていただくための仕組みが「市場化テスト」だということです。こういう前提です。

しかし、これも今までのヒアリングで明らかになっているんですが、国は自分自身で展示するときには納税者の金で弁償できるから保険をかけなくてよくて、よそから借りてき

たものについて保険が一部あり得るといようなお話をお聞きしていたんですが、そこはやはり、繰り返し申し上げているとおりおかしなわけですね。

万が一、毀損したり、あるいは火災で焼けたりしたら国民に損失をかけるわけですから、これは国だろうと、民間だろうと、保険料とか保管コストは対等に支払っていただかないと国家損失を招く。その前提に立って申し上げますと、保険料が物すごく価値である、言わば貴重でものすごく保険料も高いけれども、それに見合うだけの文化承継なり外部性の効果がないものについて言えば、持っていること自体が将来世代に対して迷惑をかける資産だと評価せざるを得なくなります。

そういうものがあるのであれば、逆に言えば、保険料とか保管コストが費用対効果において劣る。費用対効果というのは、おっしゃるような意味での安らぎなども入れてのことです。その上で、費用対効果、あるいは文化承継、振興に劣るようなものについて、きちんと整理をする基準ができるはずだという前提で申し上げているわけです。とにかく持っている国の所蔵品をどんどん売り払えといような意味合いで言っているわけでは決してないので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

八代総括主査 では、最後に樋口審議官からお願いします。

樋口政策評価審議官 大橋先生から御指摘ございましたように、私どももすべからず独法の業務が民間に開放できないというふうには考えておりませんから、ただ、その中で本体業務について、本体業務はなぜ外部に委託できないんだといようなお話については、またいろいろ議論があるところですけども、私どもは民間開放なり「市場化テスト」のスキームが定まってくるならば、その中でいろいろなことは考えられると思うんです。

ただ、私ども、やはり相変わらず「市場化テスト」には本体業務のところはなじみにくいのではないだろうかということだけ思っておりますので、またそれは新美術館のお話も八代先生からいただきましたけれども、この点も当然、既存の館と同じように、今はまだでき上がっていませんが、それもこの考え方に沿って、やはり外部に委託するべきものは積極的に競争入札等による包括的な民間委託はやはり進めていく必要があるだろうと思っております。ただ、そこは、本体業務との問題は。

草刈総括主査 本体業務とは一体何ですかというところが、まだぼやっとしていますから、そこら辺はもっと議論をするべきところだという理解でいいですね。

樋口政策評価審議官 はい。

八代総括主査 本日は貴重な意見交換ができたと思います。繰り返し申し上げますように、この「市場化テスト」というのは、初めに民営化ありきではないのです。むしろ、今、そちらが独立行政法人としてやっておられる国立美術館・博物館というのが、ただひたすら継続性ということではなくて、本当にそういう独立行政法人という形でやり続ける必要があるかないかを、民間との比較においてチェックしていただくということで、あくまでも独立行政法人ということをも前提とした内部評価という、今の評価の仕組みだけではなくて、市場との比較において初めて官の存在性というのが評価できるというのが「市

場化テスト」の考え方でありますので、これは是非、御理解いただきたいと思います。

その意味で、今、問題になっている本体業務というものです。福井専門委員から指摘されたことは、真の本体業務はむしろ、それは文科省、文化庁の責任ではないだろうかということであって、逆に言えば文化庁、文科省でない本体業務というのは何なんだろうかという、その辺りも含めて。

樋口政策評価審議官 それは、独法として国の業務をアウトソーシングしたわけですから、著作権業務等、先ほど申し上げている点は私どもが国の責任において独法にして行わしめているものだということで、これは一体的なものだと思っております。

八代総括主査 ですから、それを国の責任において民間にゆだねることがなぜできないのかというだけの話であって、それはほかの省庁では現にそういうことが行われているということでございます。今後ともまたいろいろ議論を続けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。